

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程

平成18年 4月 1日

規程第18号

改正 平成18年 7月 1日

改正 平成21年 4月 1日

改正 平成22年 7月14日

改正 平成25年 3月27日

改正 平成29年 3月 8日

改正 平成31年 3月27日

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 労働時間、休憩及び休日（第3条—第11条）

第3章 休暇（第12条—第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学職員就業規則第35条の規定に基づき、公立大学法人公立大学法人秋田県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働時間、休日、休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号（以下「育児介護休業法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

第2章 労働時間、休憩及び休日

（所定労働時間）

第3条 所定労働時間は、1週間につき40時間、1日につき8時間とする。

（始業及び終業の時刻等）

第4条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

一 始業 午前8時30分

二 終業 午後5時30分

2 業務上の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が前条の所定労働時間を超えることがある。

働時間を超えない範囲内で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

(休憩時間)

第5条 労働時間の途中に、1時間の休憩時間を与える。

- 2 前項の休憩時間は、正午から午後1時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務上の必要がある場合には、休憩時間の時間帯を変更し、又は労使協定に基づき一斉に与えないことがある。
- 4 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(専門業務型裁量労働制)

第6条 労基法第38条の3第1号に定める業務に従事する職員の労働時間として算定される時間は、専門業務型裁量労働制に関する労使協定を締結したときは、第3条に定める所定労働時間にかかわらず、当該労使協定に定める時間を勤務したものとみなす。

(通常の勤務場所以外での業務従事の場合の労働時間)

第7条 職員が労働時間の全部又は一部について公立大学法人秋田県立大学の事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

- 2 前項により業務に従事しようとする職員は、あらかじめ法人に届け出るものとする。

(休日)

第8条 休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 三 12月29日から翌年1月3日までの日（前各号に定める日を除く。）
- 四 その他法人が特に指定する日

- 2 業務上の必要がある場合には、前項に規定する休日を、あらかじめ他の日に振り替えることがある。この場合、振替後の休日は、振替前の休日を起算日とする4週間前の日から当該振替前の休日を起算日とする8週間後の日までの期間内の勤務日を指定するものとする。

(時間外勤務及び休日勤務)

第9条 業務上の必要がある場合には、労基法第36条に基づく協定の定めるところにより、職員に第3条の所定労働時間を超えて又は第8条の休日に勤務を命じることがある。

- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、前項に規定する時間外勤務又は休日勤務を命じないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う職員又は家族（育児介護休業法第2条第1項第四号に定める対象家族をいう。以下、次項および第10条において同じ。）の介護を行う職員から、当該子の養育又は当該家族の介護のために請求があったときは、一月について24時間、一年について150時間を超えて時間外勤務及び

休日勤務を命じないものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

- 4 第1項の規程にかかわらず、3歳に満たない子の養育を行う職員又は家族の介護を行う職員から、当該子の養育又は当該家族の介護のために請求があったときは、所定労働時間を超えて勤務させることはないものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

(深夜勤務)

第10条 業務上の必要がある場合には、職員に午後10時から翌日の午前5時までの勤務(以下「深夜勤務」という。)を命じることがある。

- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、深夜勤務を命じないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員が請求したときは、深夜勤務を命じないものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

(非常災害時の勤務)

第11条 災害その他避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に第3条に規定する所定労働時間を超えて又は第8条に規定する休日に勤務を命じることがある。

- 2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きをとるものとする。

第3章 休暇

(年次有給休暇)

第12条 職員に、年次有給休暇を与える。

- 2 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとにおける休暇とし、その日数は次の各号に掲げる職員の区分に応じて、次の各号に掲げる日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 20日

二 当該年度の中途において新たに職員となった者 別表第一に定める日数

(年次有給休暇の単位)

第13条 年次有給休暇の単位は1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、半日又は1時間を単位とすることができる。

- 2 半日を単位とする年次有給休暇は、第4条に規定する始業の時刻から又は終業の時刻までの連続する4時間(前半日にあつては第5条に規定する休憩時間を除く。)とする。この際、2回をもって1日と換算する。
- 3 1時間を単位とする年次有給休暇は、一の年度につき5日までとする。この際、8時間を

もって1日と換算する。

(年次有給休暇の繰り越し)

第14条 年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を超えない範囲内において残日数及び残時間数を当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(年次有給休暇の時季の指定及び変更)

第15条 職員が年次有給休暇を取得しようとするときは、年次有給休暇の時季を指定して、当該休暇を取得しようとする日前までに、理事長にこれを請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 前項に基づき職員が指定する時季に、年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、年次有給休暇の時季の変更を求めることがある。

3 年次有給休暇の一部について、年次有給休暇を与える時季に関し労基法第39条第6項の規定に基づく協定により定めをした場合には、この定めにより年次有給休暇を与える。

4 第12条の規定により年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、第2項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、法人が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第2項又は前項の規定による年次有給休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(特別休暇)

第16条 職員に、特別休暇を与える。

2 特別休暇は、結婚、出産、子の看護、服忌、夏季、福利・厚生、選挙権の行使その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間等は別表第二に定める。

(傷病休暇)

第17条 職員に、傷病休暇を与える。

2 傷病休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、90日を超えない範囲内で必要最小限度の期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(引継職員の年次有給休暇の特例)

2 平成18年4月1日に地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき法人の職員となった者に平成18年度に与える年次有給休暇の日数は、第12条第2項第一号に定める日数に理事長が別に定める日数を加えた日数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

(適用期日)

2 この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

この規程は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 (平成22年7月14日改正)

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月 8日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第一

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日
採用月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休暇日数	10日	8日	7日	5日	3日	2日

別表第二

名称	対象となる場合	期 間
結婚休暇	職員が結婚する場合	別に定める期間内における週休日、休日及び代休日を除く連続する7日の範囲内の期間
出産休暇	女性職員が出産する場合	8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の職員が請求した日から出産の日までの期間及び出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
配偶者出産休暇	職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い入院の付添い等をする場合	別に定める期間内における2日の範囲内の期間
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻が出産する予定の日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間
つわり休暇	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合	10日の範囲内の期間
妊産婦保健指導・健康診査休暇	妊娠中の女性職員又は出産後1年を経過していない女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間につき1回、妊娠満24週から満35週までは2週間につき1回、妊娠満36週から出産までは1週間につき1回、出産後1年まではその間に1回（医師又は助産師の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日の範囲内の期間

妊婦休息・補食休暇	妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響を及ぼすものと認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間
生理休暇	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日の範囲内の期間
子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）をし、又はその子が健康診査・予防接種を受ける際に介助をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において6日の範囲内の期間（その養育する子が2人以上の場合は10日の範囲内の期間）
服忌休暇	職員の親族（別表第三に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が喪に服するとき	別表第三に掲げる親族の区分に対応する同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除く原則として連続する5日の範囲内の期間
福利・厚生休暇	職員が公立学校共済組合秋田支部又は地方共済組合秋田県支部が実施する福利・厚生事業に参加する場合又は、人間ドック、脳ドック等を受診する場合（定期健康診断、人間ドック等の結果により、精密検査を受診する場合を含む）	必要と認められる期間。ただし、人間ドック、脳ドック等を受診する場合は、一の年度において2日の範囲内の期間
公民権休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
証人等休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
介護休暇	要介護状態の家族を介護するために勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において5日の範囲内の期間（要介護者が2人以上の場合は10日の範囲内の期間）

備考 子の看護等休暇、介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。子の看護等休暇、介護休暇を1時間を単位として使用した場合は、1日の所定労働時間をもって1日と換算する。

別表第三

死亡した者		日数
配偶者		10日
血族	一親等の直系尊属(父母)	7日
	同 卑属(子)	5日
	二親等の直系尊属(祖父母)	3日
	同 卑属(孫)	1日
	二親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日
	三親等の傍系尊属(おじ又はおば)	1日
姻族	一親等の直系尊属	7日
	同 卑属	1日
	二親等の直系尊属	1日
	二親等の傍系者	1日
	三親等の傍系尊属	1日

備考

- 一 職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 二 職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合は、一親等の直系血族に準ずる。